

くすりと健康のはなし

薬包紙

第36回



一般社団法人岐阜県薬剤師会
高山市薬剤師会
会長 伊藤 松寿

私たちが、病院・医院・診療所などの医療機関にかかって診察を受けたとき、医師は、投薬が必要と判断した場合、薬剤名と服用法・処方日数を処方せんに記載し、薬局（保険薬局）で薬を調合（調剤）してもらうように指示をします。

処方せんを持つて薬局に行くとき、最初、住所・氏名・電話番号・他科受診・（食べ物や薬の）アレルギーの有無・副作用歴などについて短いインタビューを受けます。これらの内容は、お医者さんのカルテにあたる「薬剤服用歴」に、処方せんの内容とともに記録・保管されます。

薬剤師は、処方せんの記載内容に過誤がないかを確認しつつ、インタビューから得られた情報をもとに、処方された薬が患者さんのアレルギーを引き起こすことはないか、他の医院で、のみ合わせが悪い薬や同じような薬がダブって出ていないか、などを精査します。その後調剤し、数量等に誤りがないかを確かめて、お薬

災害時にも役に立つ「お薬手帳」は、大切に

の内容や服用法についてご説明しながらお渡しします。その際、薬局からは「お薬手帳」をお渡ししています。お薬手帳には、かかった病院名、調剤した薬局名、処方内容が記録されるほか、患者さんの既往歴やアレルギー歴なども記載しておくことができます。

患者さんは、いつも同じ医院や薬局に行かれるとは限りません。そこで活躍するのが「お薬手帳」です。別のお医者さんや薬局に行っても、手帳を見せるだけで、どういう薬をのんでいるかが伝わります。薬のみ合わせが悪ければ重篤な有害作用が起きることもあり、それを防ぐためにも重要です。

4年前の東日本大震災の折に、この「お薬手帳」が役立ちました。病院のカルテやデータが消失した状態で、ボランティアでかけたいた医師や薬剤師が、救援物資の医薬品の中から適正なものを選ぶのにいちばん便利だったのが、患者さんご自身が身に着けていたお薬手帳だったのです。